

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務等の認可申請について

2022(令和4)年1月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

2021(令和3)年12月3日に、ゆうちょ銀行から認可申請のあった事項

- 投資一任契約の締結の媒介業務を実施すること

【郵政民営化法の規定に基づく審査事項】

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

(考慮事項)

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. ゆうちょ銀行の経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の金融機関等との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

論点例
(1) ゆうちょ銀行の株式処分に係る状況
(2) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
(3) 資金規模等から見て、市場を歪めるおそれがないか
(4) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

論点例
(1) 収支について、合理的な見込みがあるか、 その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか
(2) 既存の役務の適切な提供を阻害するおそれがないか
(3) 利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか
(4) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

(参考) 郵政民営化法の規定

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～六 (略)

2～4 (略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争
関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。